

広島市多文化共生のまちづくり推進指針【改定版】(素案)に対する市民意見募集の結果について

1 市民意見募集期間

令和7年7月1日～令和7年7月31日

2 公表方法

- (1) 市ホームページに募集コンテンツを掲載
- (2) 広報誌「市民と市政」へ募集記事を掲載
- (3) 国際化推進課、公文書館、各区区政調整課に閲覧用の資料を設置

3 意見の応募方法

郵送、ファクス、電子メール、窓口への持参及び本市ホームページの応募フォーム

4 市民意見募集結果

(1) 意見提出者数

19人

(2) 意見件数

27件

意 見	件 数
(1) 多文化共生施策全般に関すること	3
(2) 指針本体に関すること	7
(3) 今後の施策への意見・提案	3
(4) その他	14

(3) 意見への対応

対 応	件 数
① 意見の趣旨により指針の一部を修正又は追加するもの	0
② 意見の趣旨が既に指針(素案)に盛り込まれているもの	4
③ 指針の修正は行わないが、取組の実施において参考とするもの	5
④ その他(現状の説明など)	18

5 市民意見の概要及び意見への対応

【対応区分】

- ①：意見の趣旨により指針の一部を修正又は追加するもの
- ②：意見の趣旨が既に指針（素案）に盛り込まれているもの
- ③：指針の修正は行わないが、取組の実施において参考とするもの
- ④：その他（現状の説明など）

（１）多文化共生施策全般に関すること〔３件〕

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
1	④	「多文化共生」とはマイノリティ（外国人市民を含む）への差別撤廃と人権の保障を求めるマイノリティの思いを表した理念であるため、広島市民に対して法（条例）による縛りを設けることでその理念の実現を図るべきだと考える。そのため、「指針」の改定ではなく、「広島市多文化共生のまちづくり推進条例」の制定を求める。	多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認め、対等な関係を築き、共に生きていくことであり、第6次広島市基本計画において、「国際平和文化都市」を都市像とする本市として、市民と外国人市民が互いに文化的な違いを認め合いながら、安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進める必要があるとしているところです。 本指針は、本市の今後の取り組み方針として策定したものであり、市民に義務を課したり、権利を制限するものでもないため、条例化にはそぐわないと考えています。
2	④	マイノリティへの差別や人権侵害をなくす施策を具体的に実施するためには、差別や侵害を認定し、その救済に向けた勧告を発することのできる独立機関の設置が必要であるため、「人権委員会」の設置を求める。	国内人権機構・人権委員会の設立などの人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、国において不断に検討されています。なお、日本においては、各種人権課題について、個別法に基づくきめ細かな権利救済を図る仕組みが構築されています。（出典：UPR（普遍的・定期的レビュー）第4回日本政府報告）
3	④	「指針」改定ではなく、外国人住民の基本的な権利を保障する「条例」の制定をしてほしい。地域に暮らして、働き、納税の義務を果たしている外国人住民が穏やかに暮らせてこそ、国際文化都市と言える。	本指針は、本市の今後の取り組み方針として策定したものであり、市民に義務を課したり、権利を制限するものでもないため、条例化にはそぐわないと考えています。

(2) 指針本体に関すること [7件]

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
4	②	I 改訂の趣旨	
		「改定の趣旨」について 「多文化共生」とはホスト社会におけるマイノリティへの差別をなくし、その人権を保障することをめざす理念であり、「改定の趣旨」ではその理念を明言することが必要かつ重要である。「改定の趣旨」四段落目「こうした中、本市としては、外国人市民が国籍にかかわらず」の後に「差別されず、人権を保障され」という文言を挿入することを求める。	日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しています。(出典:「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」) 本市では、第6次広島市基本計画に基づき、全ての人が、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進しており、御意見の趣旨は指針に盛り込まれているものと考えています。
5	②	III 課題の整理	
		「III 課題の整理」について 外国人市民への差別をなくし、人権を保障するためには日本人市民への取組が不可欠である。「3 交流・相互理解の促進」では「多文化共生意識の啓発に引き続き取り組む」とあるが、「多文化共生意識」とは何かが明確ではない。問題は日本人市民が外国人市民を差別しないことであり、そのためには日本人市民を「差別しない主体」に育てることが必要不可欠である。そこで重要な役割を持つのが教育であり、特に学校教育における多文化共生をめざした人権教育は必須であるため、その点を課題として明確に記載すべきと考える。	多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認め、対等な関係を築き、共に生きていくことであり、本指針においても、外国人市民を含む全ての市民が、お互いに個人の尊厳と人権を尊重し、ともに社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めるよう取り組むことを目標として掲げています。 本市では、第6次広島市基本計画に基づき、全ての人が、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進しています。 学校においては、国籍の別にとどまらず多様な子どもたちが在籍している状況があることから、一人一人の児童生徒の多様性を尊重し、その発達段階に応じ、人権の意義や重要性を正しく理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権に配慮した学校運営に努め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として人権教育を行っています。 御指摘の点については、「3 交流・相互理解の促進」の中に含まれていると認識しており、御意見については、今後の事業推進に当たっての参考とさせていただきます。

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
6	②	Ⅳ 多文化共生のまちづくりの目標	
		「Ⅳ 多文化共生のまちづくりの目標」について 日本人市民を「差別しない主体」に育てることが必要不可欠という問題意識に立ち、それを実現するための目標として、学校教育および生涯学習における「差別をなくすための人権教育」の位置づけを明示すべきである。	人権教育の位置付けにつきましては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）等において定められているところであり、本市では、こうした関係法令等を踏まえた上で、第6次広島市基本計画に基づき、全ての人が、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進しており、御意見の趣旨は指針に盛り込まれているものと考えています。
7	④	Ⅴ 施策体系 目標1 基本施策2	
		「基本施策2 生活支援体制の充実」について 外国人市民が日常生活の中で直面する困難を相談できる態勢づくりは重要であるため、個人や団体、企業による差別を監視し、外国人市民の人権を擁護する機関としての「人権委員会」の設置を明示すべきだと考える。現行の制度では人権侵害は法務局へ申し出るようになっているが、市民の一番身近にある地方自治体が責任を持って対応すべきである。	国内人権機構・人権委員会の設立などの人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、国において不断に検討されています。なお、日本においては、各種人権課題について、個別法に基づくきめ細かな権利救済を図る仕組みが構築されています。（出典：UPR（普遍的・定期的レビュー）第4回日本政府報告）
8	③	Ⅴ 施策体系 目標1 基本施策2 施策3	
		「基本施策3 教育機会の確保とこども・子育て支援」について 以下の4点について明示することを求める。 ① 1995年広島市教育委員会は「在日外国人（主として在日韓国・朝鮮人）の児童生徒に関する教育の指導指針」を策定した。その「指導指針」に基づいた取組を学校で行うことを確認することを明示する。 ② 外国にルーツを持つ子どもたちの自己肯定感を育み、出会いの機会を保障する取組が重要であるため、そうした取り組みを行うことを明示する。 ③ 経済的な困難を抱える外国にルーツを持つ子どもたちへの奨学金等の経済的支援が必要であることを明示する。 ④ 不登校状態にある外国にルーツを持つ子どもたちや在留資格を持たない外国人の子どもたちの教育の機会の保障のため、そうした子どもたちの実態把握と居場所づくりについての取組を明示する。	外国人住民の増加や国籍の多様化に伴う支援内容の充実の必要性が高まっている中、外国にルーツを持つ子どもたちへの支援や環境改善に取り組む必要があると認識しています。 本指針では、本市の多文化共生のまちづくりに係る施策の方向性や内容を明らかにするものであり、各取組の詳細な内容について記載はしていませんが、御意見については、今後の事業推進に当たっての参考とさせていただきます。

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
9	③	V 施策体系 目標 1 基本施策 2 施策 3	
		学校での教育内容に、「多文化共生」を根付かせるために、「文化の多様性の尊重」や「在日コリアンの歴史と子孫の永住」について具体的な教育内容として盛り込んでほしい。外国ルーツの子どもたちがきちんとした就学環境に置かれ、自らのアイデンティティを健やかに育んでいけるような、教育施策を行ってほしい。排外的、差別的な選挙スローガンをもとに学校でのいじめが増幅しないよう、教育委員会が先頭に立って各学校にはたらきかけてほしい。	本市では、第6次広島市基本計画に基づき、全ての人が、性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などに関わりなく、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向け、人権教育や啓発など一人一人の多様性を認め合い、様々なレベルでの信頼関係を醸成するための取組を推進しています。 学校においては、国籍の別にとどまらず多様な子どもたちが在籍している状況があることから、一人一人の児童生徒の多様性を尊重し、その発達段階に応じ、人権の意義や重要性を正しく理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権に配慮した学校運営に努め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として人権教育を行っています。 各学校では、児童生徒の発達の段階に即し、道徳科においては、自他の権利について考えたり、社会科の日本国憲法の学習で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めたりするなど、各教科や特別活動等のそれぞれの特質を生かしながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める取組を進めています。 御意見については、今後の事業推進に当たっての参考とさせていただきます。
10	②	V 施策体系 3 多文化共生施策の推進体制の整備	
		「3 多文化共生施策の推進体制の整備」について「多文化共生」をすべての市職員の課題にするために、すべての課にそれぞれの業務における多文化共生の取組を担う「多文化共生担当者」を配置した上で、「多文化共生担当者」会議を国際化推進課が主宰し、取り組みの状況や情報の交換、課題の確認を行う。	本指針において、多文化共生のまちづくりに関係する施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島市多文化共生関係課長会議を設け、多文化共生にかかる取組についての情報の収集、提供及び共有を行うこととしています。また、研修等を通して市職員の多文化共生意識の啓発と外国人市民に対する支援に関する知見の共有を図るよう努めると明示しています。

(3) 今後の施策への意見・提案〔3件〕

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
11	③	V 施策体系 目標 1 基本施策 2 施策 3	
		広島市と広島大学が連携した持続可能な日本語教員養成システムの構築と、中国四国地域における人材循環システムの創設を提案する。 (提案の背景及び具体的な内容) - 外国人市民の増加に伴い日本語指導の需要が急増しているが、日本人児童においても言語能力の格差や読解力不足が深刻化しているため、日本語教育を外国人児童だけでなく日本人児童を含む全ての児童生徒の言語能力向上として位置づけ、包括的日本語教育支援体制を構築する。 - 日本語指導員の雇用が不安定で、優秀な人材の確保・定着が困難であるため、市教育委員会による認定日本語教員の雇用促進制度を構築するとともに、認定日本語教員への就職支援金・定着支援金制度を創設する。 - 広島大学等で行われている現行の日本語教育カリキュラムを活用した雇用制度を設計することや、中国四国地域の自治体・教育委員会との連携体制を確立するなど、関係機関と効率的連携を図り、中国四国地域人材循環システムを創設する。 (期待される効果) - 外国人・日本人を問わず全ての児童生徒の言語能力が向上し、認定日本語教員の専門性を生かした質の高い指導の実現や、日本語教育人材の確保と定着が可能となる。 - 波及効果として、言語能力格差の是正による教育の質や地域全体の教育レベルの向上、多文化共生教育の推進などが期待される。 (実施に向けた提案) - 段階的な実施計画（第4段階）の策定及び実施 - 認定日本語教育の人件費や支援金制度の創設などに必要な予算措置を講じる。 全ての児童生徒の言語能力向上を目指す施策を行う必要があるため、認定日本語教員（国家資格）の専門性を活かし、広島大学等の既存カリキュラムと連携したノンストップ雇用制度により、効率的で持続可能な人材確保を実現したい。 他業界で実績のある支援制度を参考とし、制度設計の妥当性と実現可能性を高めることで、広島市教育委員会の負担軽減と教育の質向上を同時に実現し、広島市が中国四国地域の言語教育・多文化共生をリードする拠点となることを期待している。	本市に在住する外国人市民が増加し、国籍も多様化している中で、日本語の習得が必要な外国人市民も増加しており、本市の状況に応じた日本語教育関連事業を推進する必要があると認識してしています。 本指針では、「コミュニケーション支援」を基本施策の一つとして定め、日本語教師や日本語学習支援者等の人材の確保・育成を図ることや、企業等と連携した日本語教育体制を構築すること、また、企業に対して外国人従業員の日本語教育の重要性和「やさしい日本語」の活用等についての意識啓発を図ることとしています。 また、学校における日本語教育については、基本施策2「生活支援体制の充実」において、日本語学習の支援及び日本語学習を支援する人材の養成・確保に取り組むこととしています。 御意見については、本市が関連機関と連携しながら、日本語教育関連事業を推進していくに当たっての参考とさせていただきます。

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
12	③	V 施策体系 目標1 基本施策1 施策2	
		広島市日本語デスク平和公園日本語教室について、初級クラス（A1）を終了した受講生から、学びをさらに深めたいという声を多く聞くため、レベル2およびレベル3のクラスを導入することを提案する。 また、受講生へ修了証または参加証の発行を検討してほしい。受講生の励みとなり、自信を育むだけでなく、今後の就労や地域活動へのステップとしても価値あるものになる。 これらの取組を実施することで、受講者に明確なステップアップの道筋を提供できるとともに、学びの継続を促進し、モチベーションを維持することができる。また、外国人住民がより積極的に社会に関わるきっかけとなり、地域の活性化につながる。	本指針において、日本語の習得が必要な外国人市民が増加しており、本市の状況に応じた日本語教育関連事業を推進する必要があるとしています。そこで、『『外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進』に向けた取組』を目標として掲げ、具体的には学習者のレベルに応じた日本語学習の機会の充実を図ることとしています。 本指針では、本市の多文化共生のまちづくりに係る施策の方向性や内容を明らかにするものであり、各取組の詳細な内容について記載はしていませんが、御意見については、日本語教育の推進に関する取組を進めていくに当たっての参考とさせていただきます。
13	③	V 施策体系 目標2 基本施策1 基本施策2	
		輸入された果物や野菜について、日本の家庭では使い方や調理方法等を知らないために使用されないことが多い。そこで市が支援する取組を以下のとおり提案する。 ・ 地元のスーパーマーケットや外国人が経営する食料品店と協力してデモブースを設置し、食材の紹介や母国の料理での使い方を説明するとともに、調理デモを行う。これにより新しい味に親しみやすくなり、市内で販売されている食材の認知度を高めることができる。 ・ スーパーマーケットで売られている食材の近くにポスターやバナー、QRコードを設置し、レシピカードや動画によって調理方法などの説明を掲示する。 ・ 外国人住民による外国の食材を紹介するイベントを開催することで、地元の人々へ新しい食体験を提供する。 これらの取組には、外国人コミュニティや地元企業、ボランティアの参加の促進や、わかりやすい日本語資料の作成、イベント参加者の意見を取り入れることが必要不可欠である。 これらの取組によって、日本人住民と外国人住民の交流の場の創設、食品ロスの解消などの効果が期待される。また、外国の食材にはそれぞれの文化で大切にされてきた栄養素が多く含まれており、加工品が少ないため、健康を促進する効果がある。 このように、外国の食材を共有することは、文化間の架け橋となり、互いの理解と尊重を深め、豊かな地域社会をつくることにつながる。	本指針において、外国人市民と地域の相互理解を促進するためには、交流の機会を増やすことが重要であるとしています。そこで、「多文化共生意識の醸成」を目標として掲げ、具体的には外国人市民の母国等の文化や日本文化等を紹介する交流イベントや、講座の開催等を通じ、外国人市民と地域が交流する機会を設けることや、外国人市民の母国等の文化や習慣などを学ぶ機会の提供に努めることとしています。 本指針では、本市の多文化共生のまちづくりに係る施策の方向性や内容を明らかにするものであり、各取組の詳細な内容について記載はしていませんが、御意見については、交流機会の創出と相互理解の促進のための取組を進めていくに当たっての参考とさせていただきます。

(4) その他 [14件]

番号	対応区分	市民意見の概要	広島市の考え方
14	④	自転車に関係する事故の多さについて、日本では、たとえ自転車が悪くても車側が責任を負うことが多いため、「自転車は止まらなくてもいい」という意識が無意識に生まれているように思う。そこで、見通しの悪い交差点に、車だけでなく自転車にも向けて「止まれ」の標識やマークを設置することを提案する。 子どもや高齢者にとって、視覚的な注意喚起は効果的であり、「気をつけよう」と思えるきっかけとなる。このような小さな工夫は、日本人だけでなく、様々な文化を持つ人たちが安心して暮らせる街づくりにつながる。 多文化共生とは、言語サービスだけでなく、日々の生活の安心・安全も含まれるべきだと考える。	御意見については、安心・安全な暮らしに関する具体的な御要望と受け止め、今後の事業推進に当たっての参考とさせていただきます。
15	④	日本人の大人も子どもも安心して暮らせるような政策をしてほしい。外国人の生活、文化、宗教を尊重する事は大切だが、入国審査の徹底・管理をし、不法入国やマナー違反、傷害事件などの治安悪化が起らないように願う。	入国審査の徹底・管理については、国（出入国在留管理庁）の管轄となり、国政の場において議論されるものと認識しております。
16	④	広島市在住の外国人が地方参政権をもつ方向で検討してほしい。 改訂の趣旨において、「都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が互いの文化的背景や民族、国籍といった多様性と人権を尊重するとともに、その価値観やライフスタイルに応じてそれぞれに役割を持ち、互いに支え合う地域共生社会の実現と、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりとを着実に進めていく必要があります」と掲げており、そのために必要な施策と考えられるため。	公職選挙法によって定められている選挙に関する参政権については、国（総務省）の管轄となり、国政の場において議論されるものと認識しております。 なお、本市の住民投票では、広島市住民投票条例において、一部の外国人について投票権を有する者として定めています。
17 ～ 27	④	多文化共生に反対する意見 【治安悪化のため：9件】 【外国人受入対策に対する不満のため：1件】 【理由なし：1件】	本市としては、外国人市民が国籍にかかわらず市民として、地域で暮らす全ての人と共に安心して快適に暮らし、円滑に生活を営むことができるよう諸環境を整えていく必要があると考えています。 また、都市像として「国際平和文化都市」を掲げる本市では、全ての市民が互いの文化的背景や民族、国籍といった多様性と人権を尊重するとともに、その価値観やライフスタイルに応じてそれぞれに役割を持ち、互いに支え合う地域共生社会の実現と、誰もが平和の尊さを実感できる豊かな文化と人間性を育む都市づくりとを着実に進めていく必要があると考えています。 いただいた御意見は今後の事業推進に当たっての参考とさせていただきます。